

# 舷 想

第23号



海事代理士の日  
6月1日

一般社団法人 日本海事代理士会

# 目 次

1. 巻頭言	.....	1
2. 新型コロナウイルス感染症対策本部における 緊急事態宣言を受けて	.....	2
3. 本部活動報告	.....	3
4. 会員向けウェブサイトの運用開始について	.....	8
5. 専門委員会からのお知らせ	.....	11
6. 船舶油濁損害賠償保障法の改正について	.....	13
7. 海事代理士試験合格者及び資格認定者の ための講習会（資格者講習会）報告	.....	17
8. 支部だより	.....	18
9. 海政連だより	.....	24
10. 頒布用紙一覧・発行図書一覧	.....	28
11. 会員動向	.....	29

# 巻 頭 言

副会長 松井 直也

会員各位におかれましては、日頃から会務に対してご理解ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、国民生活にも大きな影響が出ています。海運業界でも新造船の工期延期や部品の納入遅延などが生じているようです。一人ひとりができることは限られていますが、一日も早い終息に向けて自らの行動を考えるようにしたいと思います。

今日は会の存在について考えてみたいと思います。会は一体何のためにあるのでしょうか。会の活動は大きく対外的なもの和对内的なものに分かれます。

まず対外的な活動としては、国土交通省海事局に対して海事代理士法の改正を求め続けること、そのためにはあらゆるチャンネルを利用して海事代理士の置かれている立場を説明し理解していただくことが肝要です。同時に、他の隣接士業団体(行政書士会や司法書士会など)や各種海運関係団体にも日頃の交流を通じて我々をより深く知っていただくことも重要なことです。法改正の場面では士業団体の理解と協力が必要なこともあります。

また、広く国民に対しても「海事代理士」の認知度を上げる努力を行っていくことが大切であることも言を俟ちません。そうした我々を取り巻く関係者の強い後押しがあって初めて法改正が成るものと思っています。

では、対内的なものとは何でしょう。これは会員に対する情報の提供、そして研修だと思っています。情報の提供は広報委員会を中心に各支部のご協力を得て行ってきましたが、会のホームページが長い期間不調だったため、いろいろとご不便をおかけしてきました。それも漸く情報技術調査委員会の努力によって会員用ウェブサイトがリニューアルし、情報もタイムリーに発信できる体制を整えることができました。法改正情報をいち早くキャッチし、それをお客様に提案できる海事代理士でありたいと思っています。

研修については年1回開催される本部主催の中央研修会と、各支部が行っている支部研修会があります。私は研修委員長を拝命し中央研修会を担当していますが、最近の入会年次の浅い会員の参加も多く、講義内容が少し難しいかなと思う場面も正直あります。しかし基本的には、実務に役立つ骨のある内容を継続したいと考えています。一方支部研修会は、各支部がそれぞれの地域の実情に合った内容で、今後とも継続して行っていただきたいと思います。

20世紀のアメリカのヘビー級チャンピオンであるモハメド・アリが残した言葉にこういうものがあります。「他者に貢献することは、この地球でのあなたの居場所に払う家賃である。」6月には任期満了によって新しい執行部が誕生します。一人でも多くの会員が会の活動に興味を感じ参加してみようと思ったださることを心から期待して巻頭の言葉といたします。

# 新型コロナウイルス感染症対策本部における 緊急事態宣言を受けて

会長 小田 啓 太

4月7日、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症対策本部において、安倍内閣総理大臣より、埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されました。

期間は4月7日から5月6日までとされ、その間、外出自粛が強く要請されております。

また、対象とならなかった地域においても、現在各地で独自に宣言を出す等外出自粛を促す動きが進んでいます。

各支部において総会が開催される時期ではありますが、宣言の趣旨を尊重し、対象となる7都府県を管轄とする関東、近畿、神戸、九州の各支部に対しては、各種会議等の開催について、書面決議や電子会議などを活用するとともに、懇親会等会合についても控えるなど、適切な対応をお願いしたところです。

対象区域とならない支部においても、新型コロナウイルス感染の抑制に有効とされる所謂「三密」を回避する方向で、各種会合等の開催を検討いただくよう要請しました。

本部の活動においても、3月の理事会は電子会議として招集実施し、今後の会議については、状況を勘案しつつ、適宜対処していくこととしております。

6月19日に開催を予定しております通常総会についても、実施する場合は、書面による議決権行使や代理権授与を活用するなどの方法により会同する人数を極力抑え、総会後の懇親会も自粛する方向とし、延期も視野に検討を始めています。

終息まで長期に亘ることが予想され、皆様の業務はもとより、当会の行事等への影響は避けられません。

会員の皆様におかれましては、まずは感染回避のために適切にご対応いただくとともに、万一ご自身やその関係者に感染が確認されましたら、所属支部・本部へもご一報いただければと存じます。

本部事務局も宣言期間中は変則的な就務となります。会員の皆様には何かとご不便をお掛けする事となりますが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

## <事務局開局時間>

出勤日	月曜・火曜・木曜・金曜 ただし、祝日を除きます。
就務時間	午前10時から午後4時まで
各種用紙の受注	毎日FAXにて受け付けます。
各種用紙の発送業務	受注確認以降の出勤日に対応します。
各種問合せ	上記出勤日、就務時間内にお願ひします。
※制限期間中は、限られた環境の中であるため、メールやFAXの確認や対応が遅れることがあります。 ※転送電話設定時は、事務局長の携帯電話へ転送されますが、事務局の勤務体制も不規則となり、電話が繋がり辛くなることが予想されます。	



舷想は会員限定の広報誌です  
続きはこちら



<https://jmpcaa.org/company/>

海事代理士の日  
6月1日